

## 介護保険料(65歳以上の人)本算定のお知らせ

### ■介護保険料(年額)を7月中旬(予定)に通知します。

介護保険料は、本人・世帯の住民税の課税状況と本人の前年所得などをもとに段階別に計算します。また、確定した介護保険料と、4月の仮徴収・暫定賦課分を差し引いた残りが今後支払う介護保険料となります。

(年額)	(仮徴収・暫定賦課)		(本徴収・以降の納期に振り分け)
確定した 令和3年度 年間保険料	特別徴収	4・6・8月	10・12・2月の3回
	普通徴収	第1・2期	第3・4・5・6期の4回

### ■介護保険料の納め方

#### ○特別徴収(年金からの天引き)

- ・65歳以上で、年金を年額18万円以上受けている人。
- ・2か月おきに支払われる年金から支払期ごとに保険料が天引きされます。

#### ○普通徴収(納付書、口座振替による納付)

- ・特別徴収にならない人。
- ・年金が年額18万円未満の人。  
なお、年度途中に65歳となられた人や転入した人で、かつ年金を年額18万円以上受けている人については、当初は普通徴収となります。特別徴収は翌年度以降に随時開始されます。
- ・お支払いは、納付書により役場または町が定める金融機関等で納めてください。また、納付の手間が省ける口座振替が便利です。(詳しくは下記問い合わせ先まで)

### ■介護保険料を滞納していると

地方自治法の督促・滞納処分の例により、処分を受けることがあります。また、介護サービスを利用した際の利用者負担が3割になるなどの保険給付に制限が生じる場合があります。

1年以上滞納	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。
1年6ヶ月以上滞納	費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることがあります。
2年以上滞納	サービスを利用するときに利用者負担が3割になったり、高額介護サービスなどが受けられなくなったりします。(利用者負担の割合が3割の人は、4割になります。)

問 福祉課 介護保険係 ☎57-8591

## 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う 65歳以上の方の介護保険料の減免申請

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件に該当する人は、介護保険料の減免の申請ができます。

#### <減免の対象となる人>

①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次の(1)及び(2)に該当する場合

(1)事業収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

(2)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

#### <対象となる期間>

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている保険料または同時期に特別徴収される保険料

#### <申請期限>

令和4年3月31日まで

減免には申請が必要です。申請される人によって用意する書類が異なる場合がありますので、詳しくは電話または福祉課介護保険係窓口までお問い合わせください。

問 福祉課 介護保険係 ☎57-8591

## 国民健康保険被保険者の皆さんへ

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、令和3年7月31日(※)までとなっています。

令和3年8月1日から使用できる被保険者証につきましては7月中旬以降に簡易書留で郵送します。

有効期限の切れた被保険者証は8月1日以降に福祉課国民健康保険係へ返却するか、各自で破棄してください。

(※)7月中に誕生日を迎えた5歳になった人は、後期高齢者医療保険に切り替わりますので、有効期限が異なる場合があります。

問 福祉課 国民健康保険係 ☎57-8503

## 令和3年度以降の介護保険料が決定しました

65歳以上の人の保険料は、所得の低い人などの負担が大きくなないように、本人や世帯の課税状況、所得に応じて段階的に設定されています。

令和3年度以降の保険料は以下のとおりです。

所得段階	保険料率	年額	月額
第1段階 ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額等の合計80万円以下の	0.30	21,420円	1,785円
第2段階 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額等の合計が80万円を超える120万円以下の人	0.50	35,700円	2,975円
第3段階 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額等の合計が120万円を超える人	0.70	49,980円	4,165円
第4段階 ・本人は住民税非課税であるが、世帯員の中に住民税課税者がいる人で、公的年金等収入額と合計所得金額等の合計が80万円以下の	0.90	64,260円	5,355円
第5段階 ・本人は住民税非課税であるが、世帯員の中に住民税課税者がいる人で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	71,400円 (基準年額)	5,950円 (基準月額)
第6段階 ・本人は住民税課税で、合計所得金額から特別控除額を引いた額が120万円未満の人	1.20	85,680円	7,140円
第7段階 ・本人は住民税課税で、合計所得金額から特別控除額を引いた額が120万円以上210万円未満の人	1.30	92,820円	7,735円
第8段階 ・本人は住民税課税で、合計所得金額から特別控除額を引いた額が210万円以上320万円未満の人	1.50	107,100円	8,925円
第9段階 ・本人は住民税課税で、合計所得金額から特別控除額を引いた額が320万円以上の人	1.70	121,380円	10,115円

※合計所得金額等=合計所得金額-特別控除額-一年金所得額(この金額が0円以下の場合は、0とみなします)

問 福祉課 介護保険係 ☎57-8591